蒲郡市ホテル等建築指導要綱運用要領

（趣旨）

第１条　この運用要領は、蒲郡市ホテル等建築指導要綱（平成１３年５月１日施行）の施行に関し必要な事項を定める。

（指導等）

第２条　要綱別表第１に掲げる許可の申請等に関係する部局においては、要綱の目的及び内容を十分理解し、ホテル等を建築しようとする者（以下「建築主等」という。）に対する説明、相談、指導等を行う。

２　指導等を円滑に行うため、関係各課間の連絡を密にする。

（関係図書の提出）

第３条　要綱第７条第２項に規定するホテル等建築事前協議申請書（以下「申請書」という。）には、次に掲げる図書を添付する。

⑴　付近見取図

ア　縮尺２５００分の１の都市計画図を用いる。

イ　当該ホテル等の敷地を朱色で明示する。

ウ　当該ホテル等の敷地から３００メートル以内の区域にある建築物の用途別現況及び凡例を明示する。

エ　要綱別表第３に掲げる施設の位置を明示する。

オ　当該ホテル等の敷地から１１０メートル及び３００メートルの各ラインを明示する。

⑵　土地の公図の写し

公図の写しに当該ホテル等の敷地を朱色で明示する。

⑶　配置図

ア　縮尺は、２００分の１程度とする。

イ　方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示する。

ウ　外構（敷地内通路、駐車場、植栽等）についても記入する。

エ　屋外広告物及び屋外照明設備等がある場合は、その設置場所を明示する。

⑷　各階平面図

ア　縮尺は、１００分の１程度とする。

イ　方位、出入口の位置並びに各室の用途及び寸法を記入する。

ウ　同じ平面をなす階が複数存在する場合は、これを基準階平面図とすることができる。

エ　当該ホテル等の宿泊客の玄関帳場における主たる動線を記入する。

オ　自動精算機、テレビカメラその他要綱別表第２第４項に規定する附帯設備がある場合は、これらの位置を明示する。

カ　当該ホテル等の既設建築物の一部を変更、改修、改装等する場合は、その対象区域を明示する。

⑸　立面図

ア　縮尺は、１００分の１程度とする。

イ　当該ホテル等の色彩を明示する。ただし、既存建築物について色彩の変更のない部分については、色彩の明示を省略できる。

ウ　当該ホテル等の全周について明示する。

エ　既存建築物において立面の変更がない場合は、この図面について添付を省略できる。ただし、省略する場合は申請書「その他」欄にその旨を記載すること。

⑹　玄関帳場周囲及び客室の鳥瞰図

ア　玄関帳場周囲

(ｱ)　玄関帳場の受付台等の大きさを明記する。

(ｲ)　構造上やむを得ず玄関帳場が複数ある場合は、それらすべてについて添付する。

(ｳ)　既存建築物において玄関帳場周囲の変更がない場合は、この図面について添付を省略できる。ただし、省略する場合は、申請書「その他」欄にその旨を記載すること。

イ　客室

(ｱ)　タイプの異なるすべての客室について、照明設備及び浴室の構造を明記し、かつ、客室に設置する備品（テレビ、冷蔵庫等）がある場合はこれらについても記載する。

(ｲ)　タイプの異なるすべての客室について鳥瞰図がない場合は、各室の平面詳細図と全面を示した展開図を添付することで鳥瞰図に代わるものとすることができる。

(ｳ)　既存建築物において客室を変更しない場合は、この図面について添付を省略できる。ただし、省略する場合は、申請書「その他」欄にその旨を記載すること。

⑺　完成予想図（透視図）

ア　当該ホテル等の外観完成予想図又は室内完成予想図とする。

イ　原則として着色してあるものとする。

⑻　関係者に対する説明の実施状況報告書（説明を実施した場合のみ添付）

ア　個別説明を実施した場合は、個別説明状況報告書（第１号様式（その１）及び第１号様式（その２））に必要事項を記入し添付する。

イ　説明会を実施した場合は、説明会状況報告書（第２号様式（その１）及び第２号様式（その２））に必要事項を記入し添付する。

⑼　委任状

建築主以外のものが申請事務を行う場合に添付する。

⑽　その他市長が特に必要と認めるもの

ア　屋外広告物及び屋外照明設備がある場合は、その形状、寸法及び色彩を明示したもの（ただし、現にあるもので変更をしないものは除く。）

イ　申請書提出時既に関係者との間に協定書等が交わされている場合は、その書面の写しを添付する。

（書類の経由等）

第４条　書類の経由等については、次に掲げるとおりとする。

⑴　申請書（添付書類を含む。以下同じ。）の提出部数は、正本１部、副本１部とする。

⑵　前項のほか、ホテル等建築審査幹事会及びホテル等建築審査協議会の資料として申請書を必要部数提出する。

⑶　申請書は、建築住宅課へ提出する。

⑷　市長は、建築主等から申請書の提出があった場合には、建築主等及び関係者の意見を調整するとともにホテル等調査書（別記様式）により次の事項を調査のうえ、必要なときは意見を付する。

ア　当該ホテル等の建築において必要となる関係個別法の規定による規制及び手続の有無

イ　当該ホテル等の建築予定地周囲１１０メートル以内の区域における特定施

設（敷地を含む。以下同じ。）の有無

ウ　特定施設がある場合は、その施設の概要及び特定施設周辺の環境保持に係るホテル等の建築に対する意見

⑸　市長は、申請書の１部を保管する。

⑹　市長は、申請書の建築計画の周知状況等により建築主等及び関係者の状況を十分把握し、建築主等及び関係者の意見調整をする。また、必要な場合、保健所長、警察署長に協力を依頼する。

⑺　市長は、建築主等及び関係者の意見調整について、当該ホテル等の建築に対して関係者の具体的な反対がないこと又は話合いにより建築主等及び関係者が同意書、協定書等を締結したことなどをもって終了したとみなす。

⑻　市長は、申請書の調査書により、関係個別法に規定する手続の必要又は必要になる可能性があるときには、関係課に申請書の写しを送付するとともに、関係個別法に規定する手続の要否について意見を求める。

⑼　市長は、要綱第８条の規定による審査基準により審査を行い、基準に適合すると認められ、かつ、建築計画の周知状況により当該ホテル等の建築に支障がないと判断した場合には、ホテル等建築審査結果通知書により建築主等に通知する。ただし、意見調整不可能又は不十分で申請書が提出された場合は、再度建築主等及び関係者に対して意見調整の指導を行う。指導の結果、なお意見調整が終了しない場合は、審査基準による審査のうえ、ホテル等建築審査協議会において処理する。

（審査基準等）

第５条　ホテル等の構造、形態等が要綱別表第２に掲げる構造、形態等のいずれかに抵触する場合は、建築を認めないとすることができる。なお、要綱別表第２の具体的判断については、旅館業法施行条例（昭和４５年愛知県条例第６５号）第５条の基準に基づいて行う。

（意見の聴取）

第６条　特定施設（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）から１１０メートル以内の区域内にホテル等を建築しようとする場合は、当該施設の管理者又は所管庁の意見を考慮して建築の適否を判断する。

２　市長は、隣接市町に所存する特定施設から１１０メートル以内にホテル等の建築予定地があることが判明した場合には、関係市町長と協議のうえ意見を付す。

３　ホテル等の建築場所と特定施設の間の距離は、ホテル等の敷地と特定施設を結ぶ直線距離をいう。

（勧告）

第７条　市長は、要綱第１２条に規定する勧告を行うことが適当と思われる事実を発見したときは、ホテル等建築審査幹事会の意見を聴いた上で勧告する。

（申請等に際する行政指導）

第８条　関係各課は、関係個別法に基づく許可の申請書等を受理する場合には、要綱に基づく協議の結果を協議結果通知書等により確認し、必要なときは、建築主等に対して指導を行う。

２　関係個別法に基づく許認可等に関する指導については、当該事務を担当する各課で行う。

附　則

この要領は、平成１３年５月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１５年２月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和元年７月１日から施行する。

２　この要領の施行の際、改正前の蒲郡市ホテル等建築指導要綱運用要綱の規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則

１　この要領は、令和２年１２月２８日から施行する。

２　この要領の施行の際、改正前の蒲郡市ホテル等建築指導要綱運用要領の規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。